

平成 25 年度 神奈川県児童・生徒の問題行動等調査〔確定値〕
調査結果の概要 1（公立学校分）

資料 1

■ 主な調査結果の前年度比較

項目（調査対象）	25 年度	24 年度	増減
暴力行為の発生件数 (公立小・中・※高等学校)	7,390 件	6,269 件	1,121 件増加
いじめの認知件数 いじめの改善率 (公立小・中・※高・特別支援学校)	6,819 件 97.0%	6,925 件 96.1%	106 件減少 0.9 ポイント上昇
小・中学校不登校児童・生徒数 (公立小・中学校)	8,998 人	8,554 人	444 人増加
高等学校長期欠席者数 (公立高等学校)	6,964 人	7,228 人	264 人減少
中途退学者数 (※公立高等学校)	2,989 人	2,234 人	755 人増加

※ 平成 25 年度調査より調査対象に高等学校通信制課程が追加された。

■ 目次

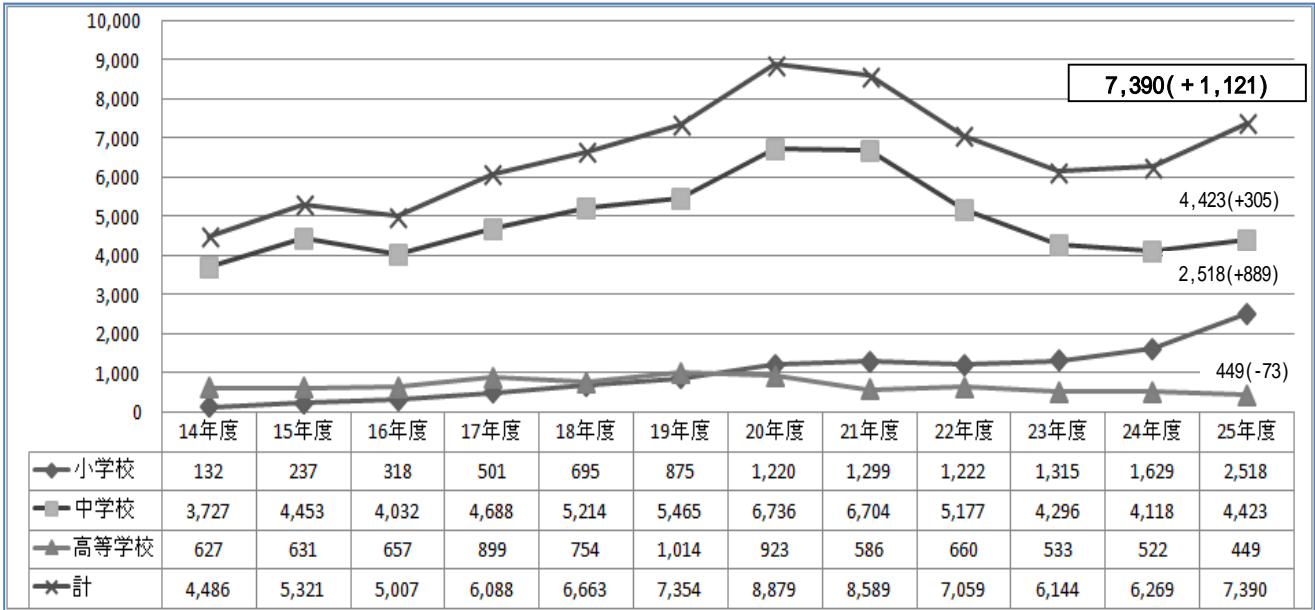
I 暴力行為について（公立小・中・高等学校）	・・・ 1
II いじめについて（公立小・中・高・特別支援学校）	・・・ 2
III 長期欠席・不登校について（公立小・中学校）	・・・ 3
IV 長期欠席・不登校について（公立高等学校）	・・・ 4
V 中途退学者について（公立高等学校）	・・・ 4
[参考] 文部科学省による定義・調査基準	・・・ 5
VI 不登校、いじめ、暴力行為 地域別の状況（公立小・中学校）	・・・ 7
VII 項目別調査結果の概要と捉えについて	・・・ 8
1 暴力行為の状況（公立小・中・高等学校）	・・・ 8
2 いじめの状況（公立小・中・高・特別支援学校・県・市町村教育委員会）	・・・ 9
3 長期欠席・不登校児童・生徒の状況（公立小・中学校）	・・・ 11
4 長期欠席・不登校生徒の状況（公立高等学校）	・・・ 13
5 中途退学者等の状況（公立高等学校）	・・・ 14
6 自殺の状況（公立小・中・高等学校）	・・・ 14
7 出席停止の状況（公立小・中学校）	・・・ 15
8 教育相談の状況（県・市町村教育委員会）	・・・ 15
VIII 神奈川県教育委員会の主な取組について	・・・ 16

* 中学校には中等教育学校前期課程を、高等学校には中等教育学校後期課程を含む

平成 26 年 10 月
神奈川県教育委員会

暴力行為について（公立小・中・高等学校）

暴力行為の発生件数の推移（神奈川県公立小・中・高等学校）【件数】



公立小・中・高等学校における平成25年度の暴力行為の発生件数は、前年度より1,121件増加し7,390件でした。小学校は、前年度より889件増加し2,518件でした。また、中学校は、305件増加し4,423件でした。特に生徒間暴力の件数が増加しました。

暴力行為の発生件数のうち、5回以上繰り返す児童・生徒が起こした件数の割合が上昇しました。また、被害者が病院で治療した割合は、前年度よりも低下しています。

小・中学校では、暴力行為を5回以上繰り返す児童・生徒が起こした暴力行為の発生件数が、前年度より小学校が527件、中学校が259件増加しました。また小・中学校の暴力行為の発生件数の全体に占める割合は、21.9%と前年度より9.1ポイント上昇しました。児童・生徒が、暴力を繰り返し起こさないよう関係機関との連携を進め、組織的・継続的な支援の充実が求められます。

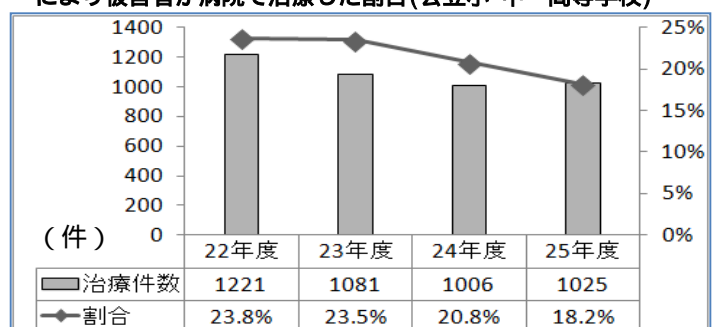
暴力行為の発生件数が増加し、*当該暴力行為により被害者が病院で治療した件数も19件増加しましたが、その割合は前年度より2.6ポイント低下しました。これは治療に至らない様な行為も、学校が積極的に暴力と捉え、指導している結果と考えられます。

*当該暴力行為は、器物損壊を除く、対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力

暴力行為を5回以上繰り返す児童・生徒の暴力行為の発生件数(公立小・中学校)

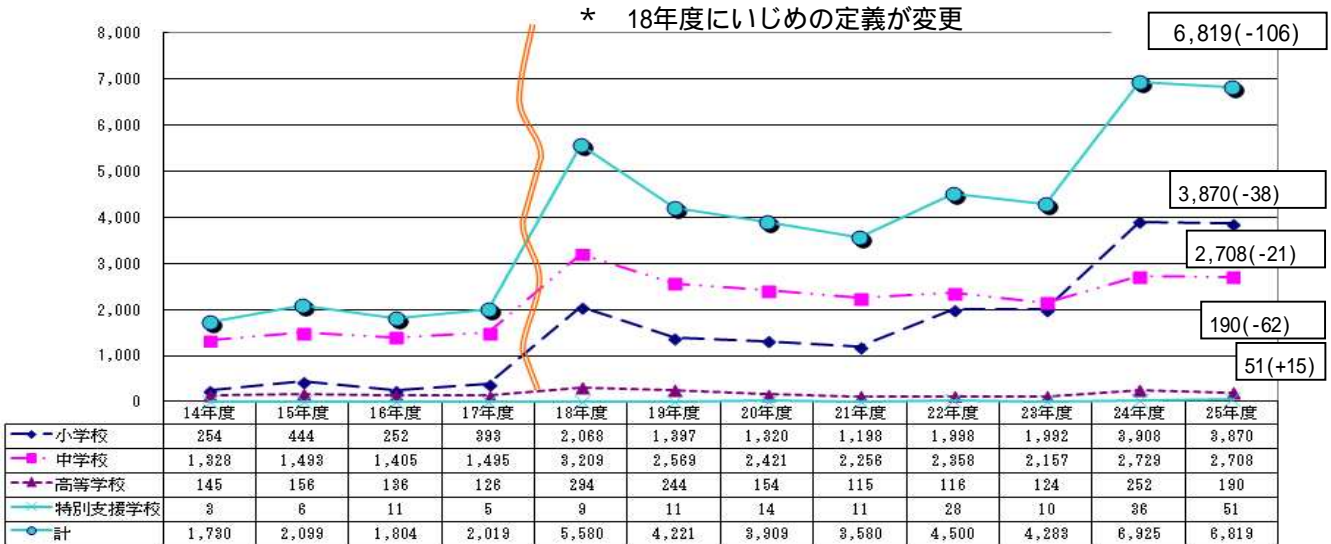


器物破損を除いた暴力行為の発生件数のうち、当該暴力行為により被害者が病院で治療した割合(公立小・中・高等学校)



いじめについて（公立小・中・高・特別支援学校）

いじめの認知件数の推移（神奈川県公立小・中・高・特別支援学校）【件数】

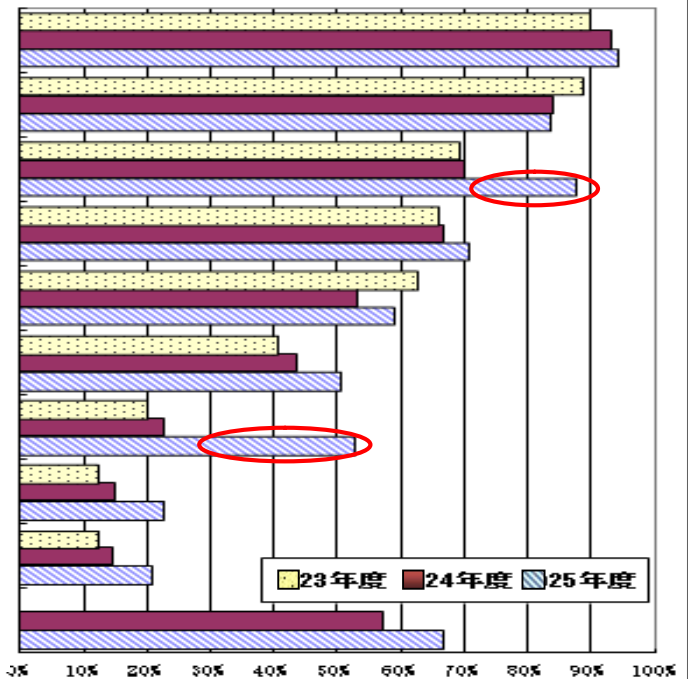


公立小・中・高・特別支援学校におけるいじめの認知件数は、前年度より106件減少し、6,819件でした。

「いじめ防止対策推進法」を踏まえて各学校の取組が進みました。また、いじめ実態把握のためのアンケート調査実施率・いじめの改善率が上昇しました。

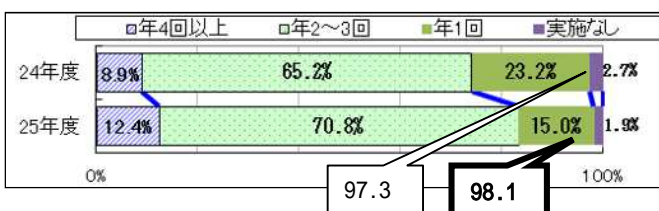
いじめに対する日常の取組として、「校内組織の整備」や「学校における方針等の公表」等の取組が進んでいます。いじめに対する日常の取組（全校に占める取り組んでいる学校の割合）【%】（公立小・中・高・特別支援学校）

- 職員会議等を通じていじめ問題について職員間で共通理解を図った
- 道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った
- 校内組織の整備など教育相談体制の充実を図った
- スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して相談にあたった
- 児童・生徒会活動を通じて、いじめの問題を考えさせたり、生徒同士の人間関係づくり等を促進させた
- 教育相談の実施について、必要に応じて教育センターなどの専門機関と連携を図るとともに、学校以外の相談窓口周知や広報の徹底を図った
- 学校におけるいじめへの対応方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得よう努めた
- PTAや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた
- 地域の関係機関と連携協力した対応を図った
- いじめ問題に関する校内研修を実施した（H24より新規項目）

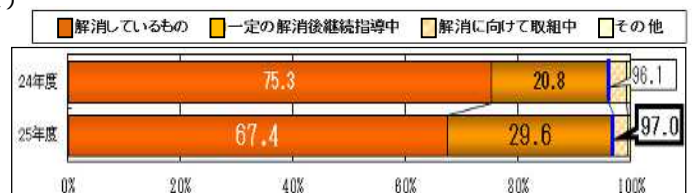


いじめ実態把握のためのアンケート調査実施率が、平成24年度の97.3%から平成25年度は98.1%に上昇しました。また、いじめの改善率が平成24年度の96.1%から、平成25年度は97.0%に上昇しました。

アンケート調査の実施及び実施頻度【%】（公立小・中・高・特別支援学校）



いじめの改善率【%】（公立小・中・高・特別支援学校）

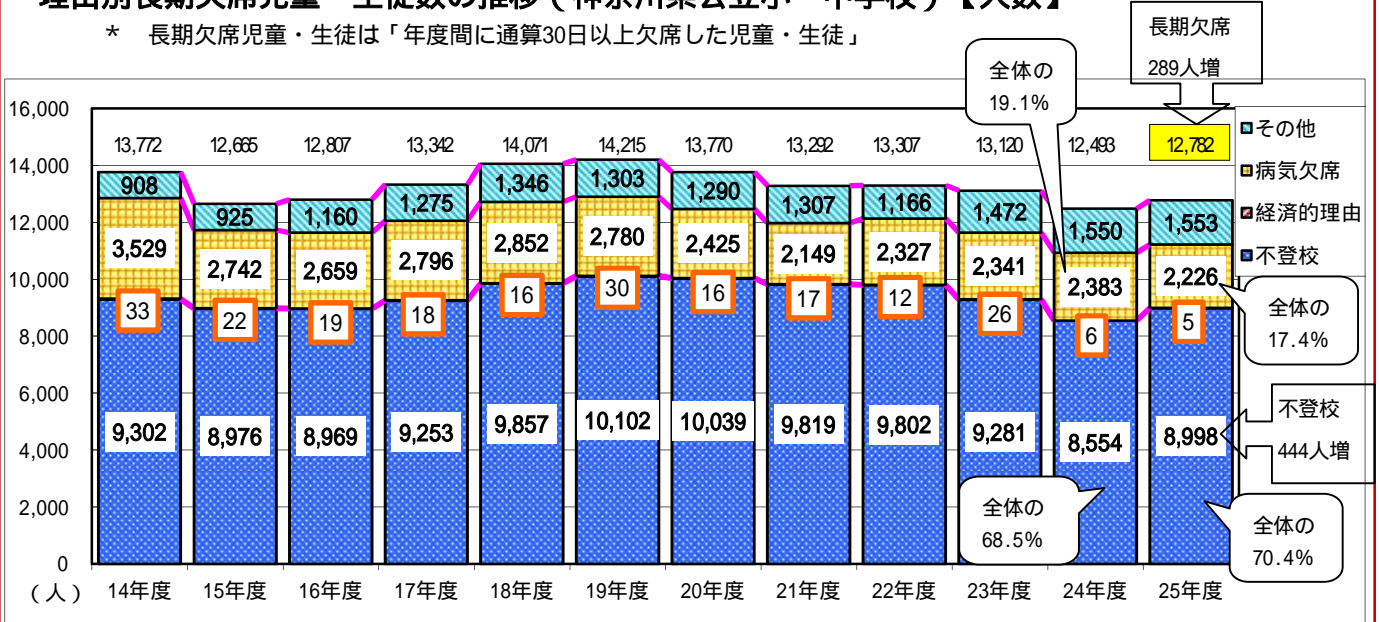


*改善率は、いじめの認知件数のうち、年度内に「解消しているもの」と「一定の解消が図られたが、継続支援中」を合わせた件数が占める割合

長期欠席・不登校について（公立小・中学校）

理由別長期欠席児童・生徒数の推移（神奈川県公立小・中学校）【人数】

* 長期欠席児童・生徒は「年度間に通算30日以上欠席した児童・生徒」



		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
小学校	長期欠席	5,419 (12.0)	4,488 (9.81)	4,483 (9.72)	4,518 (9.67)	4,794 (10.2)	4,817 (10.2)	4,425 (9.31)	4,382 (9.21)	4,454 (9.39)	4,640 (9.88)	4,365 (9.42)	4,508 (9.82)
	不登校	2,179 (4.82)	1,969 (4.30)	1,895 (4.11)	1,854 (3.97)	2,051 (4.35)	2,153 (4.56)	2,047 (4.31)	2,146 (4.51)	2,246 (4.74)	2,149 (4.58)	1,908 (4.12)	2,179 (4.74)
中学校	長期欠席	8,353 (41.7)	8,177 (41.9)	8,324 (43.4)	8,824 (45.9)	9,277 (47.8)	9,398 (47.6)	9,345 (46.8)	8,910 (44.0)	8,853 (43.6)	8,480 (40.8)	8,128 (38.8)	8,274 (39.2)
	不登校	7,123 (35.6)	7,007 (35.9)	7,074 (36.9)	7,399 (38.5)	7,806 (40.2)	7,949 (40.2)	7,992 (40.0)	7,673 (37.9)	7,556 (37.2)	7,132 (34.3)	6,646 (31.7)	6,819 (32.3)

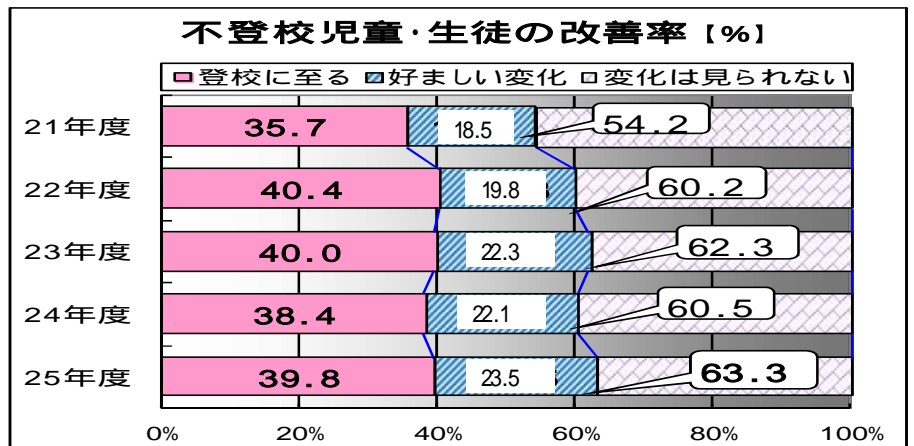
()内は1,000人あたりの人数

公立小・中学校における長期欠席児童・生徒数は12,782人、うち不登校児童・生徒数は前年度より444人増加し、8,998人でした。

長期欠席者に占める病欠者の割合が減り、不登校者の割合が増えました。欠席理由が「病欠」とされている場合でも、学校が「不登校ではないか」と考えて、丁寧に対応しています。また、不登校の*改善率が、最近5年間のなかで最も高い数値を示しています。

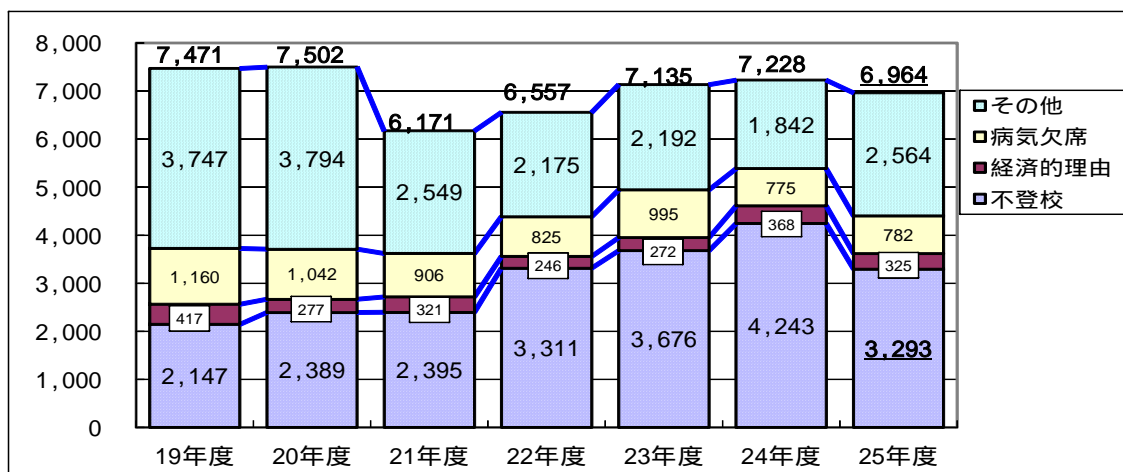
不登校児童・生徒の改善率について、平成25年度は前年度より2.8ポイント上昇の63.3%でした。

*改善率は、不登校児童・生徒数のうち、「指導の結果、登校する又は登校できるようになった」と及び「継続した登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになった」を合わせた児童・生徒数が占める割合



長期欠席・不登校について（公立高等学校）

理由別長期欠席者数の推移[神奈川県公立高等学校全日制・定時制合計]【人数】

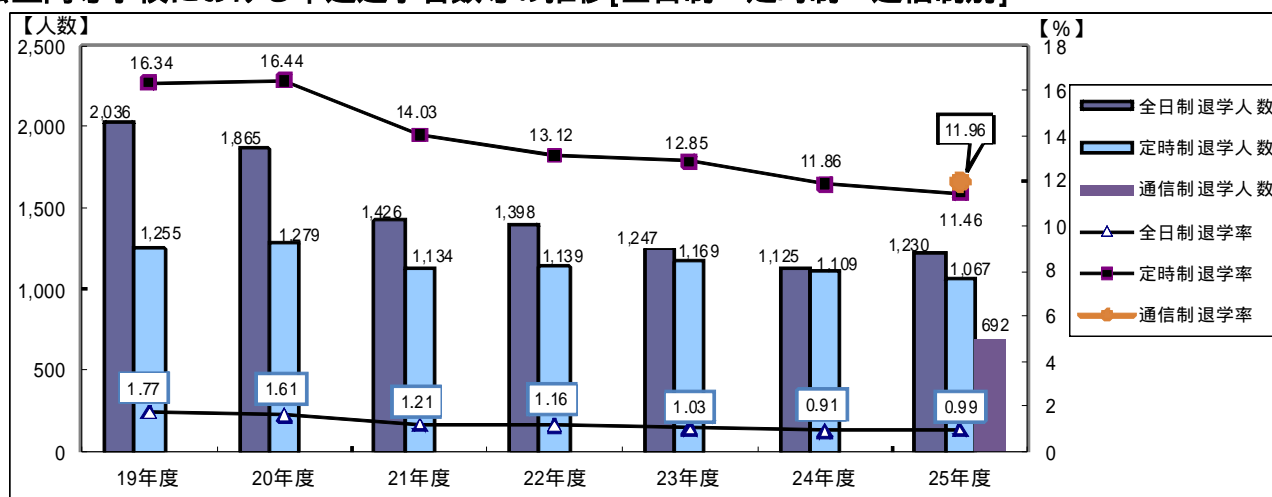


欠席理由に関わらず、長期欠席者へのきめ細かな支援に取り組んでいます。

公立高等学校における長期欠席者については6,964人となり、前年度より、264人減少しました。うち不登校生徒数は3,293人で、長期欠席者数の47.3%にあたります。長期欠席者数が減少したのは、欠席理由に関わらず、早期発見・早期対応に努め、長期欠席者へのきめ細かな支援に取り組んだ結果と捉えています。各学校では、教育相談コーディネーターを中心としてスクールカウンセラーなどの人材を有効活用しながら教育相談体制を確立し、不登校生徒一人ひとりの状況に即した支援を継続して行っています。

中途退学者について（公立高等学校）

公立高等学校における中途退学者数等の推移[全日制・定時制・通信制別]



中途退学者を減少させるため、

学習意欲や通学意欲を高める支援に努めています。

今年度より、調査の対象に通信制課程が加わったことにより、公立高等学校全体における中途退学者は2,989人となりました（全日制は105人増加、定時制は42人減少）。この人数は在籍者（平成25年4月1日現在）の2.14%（全日制は0.99%、定時制は11.46%、通信制は11.96%）にあたります。

中途退学率については低下傾向にあり、また、在籍者数に占める中途退学者の割合も全日制、定時制ともに横ばいの傾向にあります。一人ひとりの学びのペースや個別のニーズに合わせた学習指導と、生徒一人ひとりに対する「きめ細かなねばり強い生徒指導」が各学校において図られていることが減少傾向の要因の一つと捉えています。

[参考] 文部科学省による定義・調査基準

「暴力行為」

「暴力行為」とは、「自校の児童・生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、次の4形態に分類し調査しています。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外としています。

「対教師暴力」（教師に限らず、用務員等の学校職員も含む）の例

- ・ 指導されたことに激高して教師の足を蹴った
- ・ 教師の胸ぐらをつかんだ
- ・ 養護教諭めがけて椅子を投げつけた
- ・ 定期的に来校する教育相談員を殴った
- ・ その他、教職員に暴行を加えた

「生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童・生徒同士に限る）の例

- ・ 同じ学校の生徒同士が喧嘩となり、双方が相手を殴った
- ・ 高等学校在籍の生徒2名が、中学校時の後輩で、中学校在籍の生徒の身体を壁に押し付けた
- ・ 部活動中に、上級生が下級生に対し、指導と称して清掃道具で叩いた
- ・ 遊びやふざけを装って、特定の生徒の首をしめた
- ・ 双方が顔見知りで別々の学校に在籍する生徒同士が口論となり、怪我には至らなかったが、身体を突き飛ばすなどした
- ・ その他、何らかの人間関係がある児童・生徒に対して暴行を加えた

「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く）の例

- ・ 学校行事に来賓として招かれた地域住民を足蹴りにした
- ・ 偶然通りかかった他校の見知らぬ生徒と口論になり、殴ったり、蹴ったりした
- ・ 登下校中に、通行人に怪我を負わせた
- ・ その他、他者（対教師及び生徒間を除く）に対して暴行を加えた

「器物損壊」（学校の施設・設備等の損壊）の例

- ・ 教室の窓ガラスを故意に割った
- ・ トイレのドアを故意に壊した
- ・ 補修を要する落書きをした
- ・ 学校で飼育している動物を故意に傷つけた
- ・ 学校備品（カーテン、掃除道具等）を故意に壊した
- ・ その他、学校の施設・設備等を故意に壊した

なお、調査においては、当該暴力行為によって怪我や外傷があるかないかといったことや、怪我による病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず、例に掲げているような行為、内容及び程度等がそれを上回るようなものをすべて対象としています。

「いじめ」

本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童・生徒の立場に立って行うものとします。

「いじめ」とは、「児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係のある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とします。なお、起こった場所は学校の内外を問いません。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要です。

（注1）「いじめ防止対策推進法」が施行されたことを踏まえ、いじめの定義は同法に合わせています。

「いじめられた児童・生徒の立場に立って」判断を行うことなど、同法の趣旨を十分踏まえ、「いじめ」に当たるか否かの判断を行い、同調査の記入を行ってください。いじめには、多様な様態があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との定義が限定して解釈することのないようにしてください。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童・生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があります。

(注2) 「一定の人的関係のある他の児童・生徒」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童・生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童・生徒と何らかの人的関係を指します。

(注3) 「行為」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含まれます。

(注4) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。

(注5) けんかは除きますが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童・生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要です。

「長期欠席者」及び「不登校」等欠席理由

本調査において

「長期欠席者」とは、1年間に連続又は断続して30日以上欠席した児童・生徒をいいます。

「長期欠席」の理由として、「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」に分類します。

「病気」は、本人の心身の故障等(けがを含む)により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席することです。(自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると児童・生徒本人の周囲の者が判断する場合も含む)

「経済的理由」は、家計が苦しくて教育費が出せないとか、生徒が働いて家計を助けなければならぬ等の理由で長期欠席することです。

「不登校」とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること(ただし、病気や経済的な理由によるものを除く)」をいいます。

なお、欠席状態が長期に継続している理由が、学校生活上の影響、あそび・非行、無気力、不安など情緒的混乱、意図的な拒否及びこれらの複合等であるものとします。

[「不登校」の具体例]

- ・学校生活上の影響 : いやがらせをする生徒の存在や、教師との人間関係等、明らかにそれと理解できる学校生活上の影響から登校しない(できない)。
- ・あそび・非行 : 遊ぶためや非行グループに入ったりして登校しない。
- ・無気力 : 無気力でなんとなく登校しない。登校しないことへの罪悪感が少なく、迎えに行ったり強く催促すると登校するが長続きしない。
- ・不安など情緒的混乱 : 登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない、漠然とした不安を訴え登校しない等、不安を中心とした情緒的な混乱によって登校しない(できない)。
- ・意図的な拒否 : 学校に行く意義を認めず、自分の好きな方向を選んで登校しない。
- ・複合 : 不登校状態が継続している理由が上記具体例と複合していて、いずれが主であるかを決めがたい。

「その他」は、上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席することです。

[「その他」の具体例]

- ・保護者の教育に関する考え方、無理解・無関心、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席すること。
- ・外国での長期滞在、国内・外への旅行等のため、長期欠席すること。
- ・連絡先が不明なまま長期欠席していること。
- ・欠席理由が2つ以上あり(例えば「病気」と「不登校」など)、主たる理由を特定できないこと。

不登校、いじめ、暴力行為 地域別の状況（公立小・中学校）

1 暴力行為の発生件数〔地域別〕（中等教育学校を除く）

	平成25年度				平成24年度				平成25、24年度比較			
	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり
横浜市	1,943	2,195	4,138	15.5	1,219	2,006	3,225	12.0	724	189	913	3.5
川崎市	59	312	371	3.7	61	346	407	4.1	2	34	36	0.4
相模原市	125	414	539	9.9	64	422	486	8.9	61	8	53	1.0
横須賀市	191	217	408	13.1	114	179	293	9.3	77	38	115	3.8
湘南三浦	63	254	317	4.1	30	268	298	3.8	33	14	19	0.3
県央	53	586	639	9.5	67	503	570	8.4	14	83	69	1.1
中	32	279	311	6.8	62	244	306	6.6	30	35	5	0.2
県西	52	163	215	8.0	12	149	161	5.9	40	14	54	2.1
神奈川県	2,518	4,420	6,938	10.4	1,629	4,117	5,746	8.6	889	303	1,192	1.8

2 いじめの認知件数〔地域別〕（中等教育学校を除く）

	平成25年度				平成24年度				平成25、24年度比較			
	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり
横浜市	2,279	954	3,233	12.1	2,421	1,024	3,445	12.9	142	70	212	0.8
川崎市	453	167	620	6.2	353	238	591	6.0	100	71	29	0.2
相模原市	373	352	725	13.4	292	313	605	11.0	81	39	120	2.4
横須賀市	128	167	295	9.5	212	106	318	10.1	84	61	23	0.6
湘南三浦	128	427	555	7.2	215	412	627	8.1	87	15	72	0.9
県央	219	271	490	7.3	193	338	531	7.9	26	67	41	0.6
中	158	181	339	7.4	121	166	287	6.2	37	15	52	1.2
県西	132	187	319	11.9	101	132	233	8.5	31	55	86	3.4
神奈川県	3,870	2,706	6,576	9.8	3,908	2,729	6,637	9.9	38	23	61	0.1

3 不登校児童・生徒数〔地域別〕（中等教育学校を除く）

	平成25年度				平成24年度				平成25、24年度比較			
	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり
横浜市	988	2,423	3,411	12.8	881	2,444	3,325	12.4	107	21	86	0.4
川崎市	238	1,048	1,286	12.9	210	1,010	1,220	12.4	28	38	66	0.5
相模原市	193	716	909	16.7	126	678	804	14.7	67	38	105	2.0
横須賀市	133	489	622	20.0	110	477	587	18.6	23	12	35	1.4
湘南三浦	190	598	788	10.2	174	549	723	9.3	16	49	65	0.9
県央	195	782	977	14.5	196	741	937	13.9	1	41	40	0.6
中	148	464	612	13.4	128	438	566	12.3	20	26	46	1.1
県西	94	282	376	14.0	83	298	381	13.9	11	16	5	0.1
神奈川県	2,179	6,802	8,981	13.4	1,908	6,635	8,543	12.7	271	167	438	0.7

湘南三浦教育事務所 管内	鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、葉山町、寒川町
県央教育事務所 管内	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
中教育事務所 管内	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
県西教育事務所 管内	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町 小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町

項目別調査結果の概要と捉えについて

1 暴力行為の状況（公立小・中・高等学校）

(1) 調査結果の概要（詳細データは資料2のP.1～7）

ア 暴力行為の発生件数は7,390件（前年度より1,121件増加）

イ 校種別内訳

小学校	2,518件	増加	前年度より889件増加
中学校	4,423件	増加	前年度より305件増加
高等学校	449件	減少	前年度より73件減少

ウ 形態別内訳

対教師暴力	1,116件	増加	前年度より282件増加
生徒間暴力	4,419件	増加	前年度より510件増加
対人暴力	87件	減少	前年度より1件減少
器物損壊	1,768件	増加	前年度より330件増加

エ 器物損壊を除いた暴力行為の発生件数のうち、当該暴力行為により被害者が病院で治療したケース

1,025件（前年度より19件増加）

18.2%（器物損壊を除いた発生件数全体に占める割合、前年度より2.6ポイント低下）

オ 加害児童・生徒数（実人数）

小学校	1,677人	増加	前年度より360人増加
中学校	3,443人	増加	前年度より98人増加
高等学校	511人	減少	前年度より186人減少

カ 小・中・高等学校 学年別加害児童・生徒数（延人数）

学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
人数（人）	104	204	242	345	474	635	1,316	1,496	1,442
学年	高1	高2	高3・4						
人数（人）	285	190	89						

キ 暴力行為を5回以上繰り返し起こした児童・生徒の状況

該当児童・生徒数（加害児童・生徒総数<実人数>に占める割合）

小学校	85人（5.1%）	増加	前年度より39人増加
中学校	84人（2.4%）	増加	前年度より31人増加
高等学校	0人	前年度と変わらず	

該当児童・生徒が起こした暴力行為発生件数（発生件数全体に占める割合）

小学校	884件（35.1%）	増加	前年度より527件増加
中学校	635件（14.4%）	増加	前年度より259件増加
高等学校	0件	前年度と変わらず	

ク 加害児童・生徒に対する学校の対応

連携した機関等（加害児童・生徒総数<延人数>に占める割合）

警察等の刑事司法機関等と連携した対応	533人（7.8%）
病院等の医療機関等と連携した対応	182人（2.7%）
その他の専門的な関係機関等と連携した対応	178人（2.6%）
児童相談所等の福祉機関等と連携した対応	176人（2.6%）
地域の人材や団体等と連携した対応	23人（0.3%）

指導等の内容（加害児童・生徒総数＜延人数＞に占める割合）

被害者等に対する謝罪指導	5,227人（76.6%）
ルールの徹底や規範意識を醸成するための指導	5,076人（74.4%）
友人関係を改善するための指導	3,184人（46.7%）
保護者の協力を求めて、家族関係等の改善・調整	2,724人（39.9%）
当該児童生徒が意欲を持って活動できる場を用意	856人（12.5%）
教職員との関係改善	839人（12.3%）
個別に学習支援	565人（8.3%）
その他	51人（0.7%）

（2）調査結果の捉え

暴力行為の発生件数は増加しており、特に小学校の増加が顕著であり、高等学校では減少している。形態別では、対教師暴力と生徒間暴力が小学校、中学校ともに増加している。暴力行為の発生件数が増加し、対教師暴力、生徒間暴力及び対人暴力により、被害者が病院で治療した件数も増加したが、その割合が低下していることは、治療に至らない様な行為も学校が積極的に暴力と捉え、指導している結果と考えられる。

暴力行為を5回以上繰り返す児童・生徒数、発生件数は、小学校・中学校ともに増加している（高等学校はすべて0）。学校において早い段階で学校や関係機関が継続的に指導・支援を行う必要がある。

加害児童・生徒に対する学校の指導等の内容としては、「被害者等に対する謝罪指導」「ルールの徹底や規範意識を醸成するための指導」の割合が高い。加害児童・生徒が自分の行為に対し、しっかりと向き合うよう指導に努めている。

2 いじめの状況（公立小・中・高・特別支援学校・県・市町村教育委員会）

（1）調査結果の概要（詳細データは資料2のP.8～14）

ア いじめの認知件数は**6,819件**（前年度より106件減少）

イ 校種別の内訳

小学校	3,870件	減少	前年度より38件減少
中学校	2,708件	減少	前年度より21件減少
高等学校	190件	減少	前年度より62件減少
特別支援学校	51件	増加	前年度より15件増加

ウ 警察に相談・通報した学校数

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
警察に相談・通報した学校数（校）	11	39	5	0
いじめを認知した学校数に占める割合（%）	1.8	10.8	6.3	0

エ いじめの現在の状況（平成25年度末時点）

「解消しているもの」と「一定の解消が図られたが、継続支援中」を合わせた「改善率」97.0%（前年度より0.9ポイント上昇）

オ 小・中・高等学校 学年別いじめの認知件数（* 特別支援学校を除く）

学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
人数（人）	270	437	531	689	922	1,021	1,336	951	421
学年	高1	高2	高3・4						
人数（人）	105	65	20						

- カ いじめの態様（回答の多いものと回答した割合）
 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。 4,625件（67.8%）
 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。 1,248件（18.3%）
 仲間はずれ、集団による無視をされる。 1,207件（17.7%）
 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。 482件（7.1%）
 パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 445件（6.5%）
- キ 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組（回答の多いものと回答した割合）
 職員会議を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った。 1,415校（94.0%）
 いじめの問題に対応するため、校内組織の整備など教育相談体制の充実を図った。 1,320校（87.7%）
 道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。 1,256校（83.5%）
 スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して相談にあたった。 1,063校（70.6%）
 いじめの問題に関する校内研修を実施した。 1,006校（66.8%）
 児童・生徒会活動を通じて、いじめの原因を考えさせたり、生徒同士の間関係や仲間作りを促進させた。 890校（59.1%）
- ク いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童・生徒に対し行った具体的な方法「アンケート調査を実施」した学校の割合 98.1%（前年度より0.8ポイント上昇）
- ケ いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数

区分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
重大事態発生校数（校）	1	0	0	0	1
重大事態発生件数（件）	1	0	0	0	1
うち、第28条第1項第1号	0	0	0	0	0
うち、第28条第1項第2号	1	0	0	0	1

*いじめ防止対策推進法第28条及び第30条より抜粋

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

コ いじめ防止対策推進法第12条に規定する「地方いじめ防止基本方針」を策定した自治体数

	策定済み		策定に向けて検討中		策定するかどうかを検討中		策定しない		計	
	該当数	構成比 (%)	該当数	構成比 (%)	該当数	構成比 (%)	該当数	構成比 (%)	該当数	構成比 (%)
県	1	100	0	0	0	0	0	0	1	100
市町村	8	24.2	25	75.8	0	0	0	0	33	100

(2) 調査結果の捉え

いじめ防止対策推進法を踏まえ、全ての公立学校において「学校いじめ防止基本方針」を策定し、日常の取組として「校内組織の整備」「学校における方針等の公表」等の取組が進んでいる。

学年別いじめの認知件数では中学校1年生が最も多い。環境が変わった段階での人間関係づくりが重要と考えられる。

いじめの改善率が上昇している。各学校で認知したいじめに対して、速やかに指導と支援を行っている結果と捉えられる。

*いじめの改善率：いじめの認知件数のうち、年度内に「解消しているもの」と「一定の解消が図られたが、継続支援中」を合わせた件数が占める割合

3 長期欠席・不登校児童・生徒の状況（公立小・中学校）

(1) 調査結果の概要（詳細データは資料2のP.15～23）

ア 不登校児童・生徒数は8,998人（前年度より444人増加）

出現率は1.34%（前年度より0.07ポイント上昇）

イ 校種別の内訳

小学校	不登校児童数	2,179人（前年度より271人増加）
	出現率	0.47%（前年度より0.06ポイント上昇）
中学校	不登校生徒数	6,819人（前年度より173人増加）
	出現率	3.23%（前年度より0.06ポイント上昇）

【参考】長期欠席児童・生徒数（学校基本調査より）

長期欠席児童・生徒数は12,782人（前年度より289人増加）

出現率は1.91%（前年度より0.05ポイント上昇）

校種別の内訳

小学校	長期欠席児童数	4,508人（前年度より143人増加）
	出現率	0.98%（前年度より0.04ポイント上昇）
中学校	長期欠席生徒数	8,274人（前年度より146人増加）
	出現率	3.92%（前年度より0.04ポイント上昇）

長期欠席に占める不登校の割合

小学校	48.3%（前年度より4.6ポイント上昇）
中学校	82.4%（前年度より0.6ポイント上昇）
小・中合計	70.4%（前年度より1.9ポイント上昇）

ウ 小中学校 不登校児童生徒数及び学年別内訳

学 年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
人数(人)	115	176	276	379	551	682	1,590	2,414	2,815

エ 欠席日数別不登校児童・生徒の状況

年間 30日～59日の欠席	2,246人（全体の25.0%）
年間 60日～89日の欠席	1,533人（全体の17.0%）
年間 90日～119日の欠席	1,241人（全体の13.8%）
年間120日～149日の欠席	1,240人（全体の13.8%）
年間150日～179日の欠席	1,198人（全体の13.3%）
年間180日以上欠席	1,540人（全体の17.1%）

オ 不登校児童・生徒への指導結果状況

指導の結果、登校する又はできるようになった児童・生徒の割合

小学校	44.5% (前年度より1.8ポイント上昇)
中学校	38.3% (前年度より1.1ポイント上昇)

指導の結果、継続した登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになった児童・生徒の割合

小学校	20.9% (前年度より2.4ポイント上昇)
中学校	24.3% (前年度より1.2ポイント上昇)

を合わせた「改善率」

小学校	65.4% (前年度より4.2ポイント上昇)
中学校	62.6% (前年度より2.3ポイント上昇)
小・中合計	63.3% (前年度より2.8ポイント上昇)

カ 「指導の結果登校する又はできるようになった児童・生徒」に特に効果のあった学校の措置

小学校（上位項目のみ）（不登校児童在籍校総数に占める割合）

登校を促すため、電話をかけたり迎えに行くなどした。	280校 (42.2%)
保健室等特別の場所に登校させて指導にあたった。	225校 (33.9%)
保護者の協力を求めて、家族関係や家庭生活の改善を図った。	219校 (33.0%)

中学校（上位項目のみ）（不登校生徒在籍校総数に占める割合）

スクールカウンセラー、相談員等が専門的に相談にあたった。	270校 (66.3%)
家庭訪問を行い、学業や生活面での相談にのるなど様々な指導・援助を行った。	255校 (62.7%)
登校を促すため、電話をかけたり迎えに行くなどした。	241校 (59.2%)

キ 相談・指導を受けた学校外の機関

小学校（上位項目のみ）（不登校児童総数に占める割合）

教育センター等教育委員会所管の機関<教育支援センターを除く>	349人 (16.0%)
病院、診療所	314人 (14.4%)
児童相談所、福祉事務所	230人 (10.6%)

中学校（上位項目のみ）（不登校生徒総数に占める割合）

教育支援センター(適応指導教室)	703人 (10.3%)
教育センター等教育委員会所管の機関<教育支援センターを除く>	562人 (8.2%)
病院、診療所	496人 (7.3%)

ク 学校外の相談機関等で相談・指導等を受けた人数及び割合（不登校児童・生徒数に対する）

小学校	963人 (前年度より127人増加)	44.2% (前年度より0.4ポイント上昇)
中学校	1,997人 (前年度より129人減少)	29.3% (前年度より2.7ポイント低下)
小・中合計	2,960人 (前年度より2人減少)	32.9% (前年度より1.7ポイント低下)

(2) 調査結果の捉え

不登校児童・生徒数は増加している。また長期欠席児童・生徒のうち「不登校」を理由とする割合が増加している。欠席理由が「病気」とされている場合でも、学校が「不登校ではないか」と考えて、丁寧に対応した結果と捉えられる。

不登校の改善率が小・中学校ともに上昇し、指導により好ましい変化が見られるようになった児童・生徒は5,694人であった（全体の63.3% 前年度比2.8ポイント上昇）。この要因の一つとして、学校や関係機関における「早期発見・早期対応」の取組の充実が考えられる。

具体的に、不登校児童・生徒への支援として、小学校では「登校を促すため、電話をかけた後、迎えに行く」だけでなく「保護者の協力を求めて、家族関係や家庭生活の改善を図った」といった家庭への働きかけに関する回答が、また中学校では、「スクールカウンセラー、相談員等が専門的に相談にあたった」、「家庭訪問を行い、学業や生活面での相談にのるなど様々な指導・援助を行った」という回答が効果のあった取組として挙げられている。

* 不登校の改善率：不登校児童・生徒数のうち、「指導の結果、登校する又は登校できるようになった」及び「継続した登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになった」を合わせた児童・生徒数が占める割合

4 長期欠席・不登校生徒の状況（公立高等学校）

(1) 調査結果の概要（詳細データは資料2のP.24～32）

ア 長期欠席生徒数は6,964人（前年度より264人減少）

長期欠席出現率は5.20%（前年度より0.24ポイント低下）

課程別の内訳

全日制	長期欠席生徒数	3,282人（前年度より358人減少）
	長期欠席出現率	2.63%（前年度より0.32ポイント低下）
定時制	長期欠席生徒数	3,682人（前年度より94人増加）
	長期欠席出現率	39.43%（前年度より1.13ポイント上昇）

イ 不登校生徒数は3,293人（前年度より950人減少）

全生徒数のうち不登校生徒の割合（出現率） 2.46%（前年度より0.73ポイント低下）

課程別の内訳

全日制	不登校生徒数	1,758人（前年度より415人減少）
	出現率	1.41%（前年度より0.35ポイント低下）
定時制	不登校生徒数	1,535人（前年度より535人減少）
	出現率	16.44%（前年度より5.66ポイント低下）

ウ 不登校生徒が相談・指導を受けた学校内外の機関等

病院や診療所、民間団体等の機関で相談・指導等を受けた延べ人数 333人 10.1%
（前年度より52人減少 1.0ポイント上昇）

養護教諭やスクールカウンセラーに専門的な相談を受けた延べ人数 1,059人 32.2%
（前年度より53人増加 8.5ポイント上昇）

(2) 調査結果の捉え

定時制の長期欠席者数は増加しているものの、全日制の長期欠席者数は減少している。

全体として長期欠席者数が減少したことについては、欠席理由に関わらず、早期発見・早期対応に努め、きめ細かな支援を行った結果と捉えられる。

長期欠席者や不登校生徒への指導・支援については、生徒指導担当者会議や教育相談コーディネーター会議等において、教職員やスクールカウンセラーによる校内のチーム支援の考え方や外部資源の活用等のノウハウや情報の提供により、学校全体で取り組む生徒指導・教育相談体制の構築が図られたと考えている。

長期欠席者の理由として「その他」が増加しているのは、長期欠席の理由が複合的になっているためと考えられる。

長期欠席者の減少にむけて、各学校が、一人ひとりの学びのペースや個別のニーズにきめ細かに対応し、学習意欲や通学意欲を高める指導・支援を行う必要がある。

5 中途退学者等の状況（公立高等学校）

（1）調査結果の概要（詳細データは資料2のP.33～36）

ア 中途退学者数は2,989人（前年度より755人増加）
平成25年度より、通信制課程が調査対象となった

課程別の内訳

全日制	中途退学者数	1,230人（前年度より105人増加）
	中途退学率	0.99%（前年度より0.08ポイント上昇）
定時制	中途退学者数	1,067人（前年度より42人減少）
	中途退学率	11.46%（前年度より0.40ポイント低下）
通信制	中途退学者数	692人
	中途退学率	11.96%

イ 中途退学に至った理由について

全日制	進路変更	580人・47.2%（前年度486人・43.2%）
	学校生活・学業不適應	365人・29.7%（前年度431人・38.3%）
	学業不振	119人・9.7%（前年度78人・6.9%）
	経済的理由	3人・0.2%（前年度2人・0.2%）
定時制	進路変更	353人・33.1%（前年度377人・34.0%）
	学校生活・学業不適應	337人・31.6%（前年度398人・35.9%）
	仕事の多忙等その他の理由	154人・14.4%（前年度153人・13.8%）
	経済的理由	5人・0.5%（前年度14人・1.3%）
通信制	その他の理由	572人・82.7%
	進路変更	90人・13.0%
	学校生活・学業不適應	11人・1.6%
	経済的理由	10人・1.4%

ウ 懲戒による退学者数は0人（前年度0人）

（2）調査結果の捉え

中途退学者数の増加は、通信制課程が今年度から調査対象に加わったことによるものである。ここ数年、中途退学率が減少傾向にあるのは、生徒指導担当者会議や教育相談コーディネーター会議等において、教職員にチーム支援の考え方や外部資源の活用等のノウハウや情報を提供することにより、学校全体で取り組む生徒指導・教育相談体制の構築が図られたものと考えている。

不登校等様々な課題のある生徒に対する継続的な支援のため、教育相談コーディネーターを中心に、スクールカウンセラー等を活用した教育相談体制の充実に向けた取組が重要である。各学校が、一人ひとりの学びのペースや個別のニーズにきめ細かに対応し、学習意欲や通学意欲を高める指導・支援を行う必要がある。

進路変更や学校生活・学業不適應等の理由により中途退学している生徒がいることを踏まえ、中学生に対して希望する高校についての十分な理解を深めるためのわかりやすい情報を提供していくことが重要である。

6 自殺の状況（公立小・中・高等学校）

（1）調査結果の概要（詳細データは資料2のP.37）

中学生3人、高校生5人、合計8人

(2) 調査結果の捉え

8人の尊い命が失われたことを真摯に受け止め、地域及び学校教育活動全体を通じ、いのちの授業を始めとする生命を大切にす教育の取組を充実・推進するとともに、自殺予防に向けた取組をさらに強化することが重要である。

7 出席停止の状況（公立小・中学校）

(1) 調査結果の概要（詳細データは資料2のP.38）

0人

(2) 調査結果の捉え

平成25年度は出席停止に該当する状況は見られなかった。日頃から問題行動等の未然防止に努めるとともに、問題が長期化、重篤化しないよう学校、教育委員会、警察等の関係機関、保護者等が密接な連携や協力を図ることが重要である。

8 教育相談の状況（県・市町村教育委員会）

(1) 調査結果の概要（詳細データは資料2のP.39～40）

県・市町村（含む政令指定都市）における教育相談機関 68機関、教育相談員数 366人、1機関あたり5.4人。

教育相談件数 57,787件

(2) 調査結果の捉え

暴力行為の発生件数や不登校児童・生徒数が増加し、関係機関との連携が重視される中、学校外における教育相談の重要性が高まっている。児童・生徒本人及び保護者等が気軽に相談することができる機関や施設について、引き続き周知していくとともに、学校と教育相談機関等が連携した取組を今後とも推進する必要がある。

神奈川県教育委員会の主な取組について

神奈川県教育委員会では、児童・生徒の問題行動等に対して次のとおり「未然防止」「早期発見」「早期対応」の取組の充実に努めている。

かながわ元気な学校ネットワークの推進（H23～）

産・官・学・民からの委員で構成する「かながわ元気な学校ネットワーク推進会議」（H23.8設置）を推進母体に、次の3つのプロジェクトに取り組むことにより、すべての子どもたちを元気にし、教職員・保護者も、さらに地域の人たちも元気にするような学校づくりを推進する。「かながわ子どもスマイル（SMILE）ウェブ」の展開（H23～）

平成24年3月21日に開催した「かながわ元気な学校づくり全県生徒代表総会」を契機として、県内の各地域で地域の大人たちが子どもの育ちに関心を持ち、積極的に子どもへの関わりを深めるため、「地域生徒代表総会」を展開する。

かながわ「いのちの授業」の推進（H24～）

「いのち」のかけがえのなさ、夢や希望をもって生きることの大切さ、人への思いやりなど、「いのち」や他者との関わりを大切にしながら、子どもたちにあらゆる人がかかわって百万通りの「いのちの授業」を展開し、心ふれあう教育の推進を図る。

「いじめ問題に係る点検・調査」の実施（H18～）

文部科学省通知のチェックリストを活用した従来の点検項目に、平成24年度に実施した「いじめ問題に関する児童生徒の実態把握及び学校の取組状況に係る緊急調査（文部科学省）」、いじめ防止対策推進法等を反映させ、市町村教委や各学校が自己の取組を点検するための調査を県独自に実施。毎年度実施している。

「神奈川県児童・生徒の問題行動等に関する短期調査」の実施（H22～）

いじめ・暴力行為、不登校の状況を教育委員会が随時把握することを通じて、即時的な対応・支援の充実につなげることをねらいとして実施。

第1期 4～7月 第2期 4～9月 第3期 4～12月

スクールカウンセラーの活用（H7～）

（H26）中学校：全中学校に配置（政令市は独自に配置）

小学校：中学校に配置のSCが対応

高校：57校を拠点として全高等学校に対応

スクールソーシャルワーカーの活用（H21～）

（H26）4教育事務所に配置（政令・中核市は独自に配置）

教育局に配置のSVが県立学校に対応

教育相談コーディネーターの養成・配置（H16～）

国が示す「特別支援教育コーディネーター」を、県の「支援教育」の理念に基づき養成し、チーム支援の中核を担う役割として、全ての公立学校に配置している。

相談窓口「いじめ110番」の開設（H6～）

総合教育センターに電話相談窓口として「いじめ110番」を開設。平成18年からは24時間受付体制を整備している。

参考URL

<問題行動等に関する資料>

- ・「登校支援のポイントと有効な手立て」

神奈川県教育委員会 平成19年

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6692/p572710.html>

<いじめ対策サポート会議・神奈川県教育委員会作成資料>

- ・「学校のいじめ初期対応のポイント」
- ・「市町村教育委員会におけるいじめ問題への対応」

- ・「保護者・地域の皆様へ いじめをしない させない 許さない！」
平成25年3月
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f470374/p657386.html>

- ・「いじめ早期発見・早期対応のためのアンケートについての配慮事項」
神奈川県教育委員会 平成25年7月
<http://www.pref.kanagawa.jp/prs/p678341.html>

< 関係機関との連携等に関する資料 >

- ・「スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン」
～スクールソーシャルワークの視点に立った支援の構築に向けて～
神奈川県教育委員会 平成23年3月
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f417834/p477052.html>

- ・「スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン」2
～スクールソーシャルワークの視点に立った支援の構築に向けて～
「関係機関との連携支援モデル」
神奈川県教育委員会 平成25年3月
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f417834/p477052.html>

- ・「関係機関との連携構築支援プログラム」
神奈川県保健福祉局福祉部生活援護課 平成25年6月
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f152/p463703.html>

- ・「協働チーム宣言」
自立活動教諭（専門職）とのチームアプローチによる支援が必要な子どもの教育の充実
神奈川県教育委員会 平成22年3月
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6722/>

- ・「不登校児童・生徒の学校生活再開や将来の社会的自立に向けて」
神奈川県教育委員会 平成25年5月一部変更
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6692/p572031.html>

< 教育相談・学習支援等に関する資料 >

- ・「教育相談事例から考えるいじめとその対応」
総合教育センター 平成19年4月
<http://kjd.edu-ctr.pref.kanagawa.jp/ijimetaiou.pdf>

- ・「はじめようケース会議Q & A」
神奈川県立総合教育センター 平成21年3月
http://www.edu-ctr.pref.kanagawa.jp/kankoubutu/h20/pdf/case_m.pdf

- ・「明日から使える支援のヒント～教育のユニバーサルデザインをめざして～」
神奈川県立総合教育センター 平成22年3月
<http://www.edu-ctr.pref.kanagawa.jp/kankoubutu/download/h21pdf/hint.pdf>

- ・「外国につながるのある児童・生徒への指導・支援の手引き」
神奈川県教育委員会 平成24年6月
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f420361/>

< 自殺等に関する資料 >

- ・「中高生の自殺予防に向けた ころころサポートハンドブック」
神奈川県教育委員会 平成23年3月
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f360398/>

- ・「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」
文部科学省 平成22年3月
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/22/04/_icsFiles/fieldfile/2010/11/16/1292763_02.pdf

< 体罰防止に関する資料 >

- ・「体罰防止ガイドライン」「校内研修ツール」
神奈川県教育委員会 平成25年7月
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f480328/>